

## 横浜市認定こども園認定・確認等要綱

制 定 平成 27 年 10 月 1 日ここ施第 1083 号（局長決裁）

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日ここ施第 4 号（局長決裁）

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 7 項の認定等の手続き及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）、横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成 27 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認定事務等を行うことを目的とする。

#### （職員配置基準等）

第 2 条 職員の配置等については、次の基準によらなければならない。

##### （1）教育及び保育に従事する職員

###### ア 職員配置基準

教育及び保育に従事する職員の数は、条例第 3 条第 4 号アの規定を満たすものとする。ただし、横浜市で教育及び保育を実施する上で望ましい職員の配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 4 人につき 1 人以上、2 歳児 5 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4 歳以上児 24 人につき 1 人以上とする。

###### イ 職員配置数の算出方法

条例第 3 条第 4 号アに規定する教育及び保育に従事する職員の数は、年齢別園児数を年齢別の職員配置基準数で除し、小数点第 1 位（小数点第 2 位以下を切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

##### （2）調理員

###### ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、調理業務の全部を委託しようとする場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に定める要件に適合すること。その際、当該通知において「保育所」及び「施設」とあるのは、「認定こども園」と読み替えるものとする。

###### イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、食事提供する子どもの数が 40 人以下については 1 人以上、41 人以上 150 人以下については 2 人以上、151 人以上については 3 人以上とする。

## ウ その他

アの規定により、調理業務の全部を委託する園にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 条例第3条第4号イの規定に基づき、学級を編制するにあつては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育時間相当利用児」という。）並びに教育及び保育時間相当利用児を一体的に編制することを基本とする。

### （職員資格）

第3条 条例第3条第5号イ但し書きに規定する学級担任について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士登録を受けている者であつて、児童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、学級担任とすることができる。ただし、学級担任数の3分の1を超えることはできない。

- 2 条例第3条第5号イ但し書きに規定する満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者について、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であつて、幼稚園における教育の実務経験等が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができる。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の数の3分の2を超えることはできない。

- 3 前2項の規定により学級担任等を置く場合においても、認定こども園の長は、必要な資格を有する職員を置くように努めなければならない。

### （施設設備）

第4条 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、条例、横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

- (1) 条例第3条第6号イの保育室又は遊戯室並びに条例第3条第6号カにおける乳児室又はほふく室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚

イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140センチメートルの空間を確保したものを除く。）

ウ 手洗い器

エ ピアノ

- 2 条例第3条第6号エにおける市長が特に認めたときとは、専用の屋外遊戯場を基準面積の2分の1以上を確保するときとし、同規定の（ア）から（エ）の基準は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で認定こども園と同一敷地内に条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。

- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該認定こども園から子どもの歩行速度で概ね5分程度の範囲内で

到着できる距離に1か所以上あること。

- (3) 当該公園、広場、寺社境内等が、条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該認定こども園からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第3号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、当該認定こども園による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

3 第1項及び第2項で定めるもののほか、施設の設備については、次の基準を踏まえ設けること。

設備区分	基準
屋外遊戯場	園庭の面積は、園児が実際に遊戯できる面積とする。
保健室又は 医務室	静養できる機能を有すること。 職員室等との兼用も可とする。 教育及び保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること
調理室	必要な設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

- 4 建物等の2階以上に保育室を設置する場合、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」を満たしていること。
- 5 条例第4条第3号に規定する建物等について、次の各号に掲げる要件を満たす場合、同一の又は隣接する敷地内にあることを要しない。
  - (1) 認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能なこと。
  - (2) 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、子どもの移動の際に複数の職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。
  - (3) 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、子どもの移動の際に運転手とは別に教育及び保育に従事する職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 6 施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。
  - (1) 子育て相談のためのスペース
  - (2) 一時保育のためのスペース
  - (3) 地域子育て支援のためのスペース

**(教育及び保育の内容)**

第5条 条例第3条第7号に規定する教育及び保育の内容については、次の各号に掲げる事項が達成さ

れるよう指導計画及び活動計画等を策定しなければならない。

(1) 教育及び保育は、その対象となるすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならないため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。また、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい並びに内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(2) 前号に掲げる教育及び保育の基本並びに目標に加え、教育及び保育は、次に掲げる事項について、認定こども園として特に配慮しなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間（条例第3条第4号イに規定する教育及び保育時間相当利用児が共通で利用する4時間程度の時間）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実施する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、次に掲

げる点に留意して、条例第3条第7号オに掲げる教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(4) 条例第3条第7号カに掲げる環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(5) 日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼が得られるようにすること。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

#### (職員の資質向上等)

第6条 条例第3条第5号及び第8号に規定する職員の資質向上等について、次に掲げる点に留意して、資質向上等を図らなければならない。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
  - (4) 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
  - (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。
- 2 子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状を保有し、かつ、保育士登録を受けるよう努めなければならない。

#### (子育て支援)

第7条 条例第3条第9号に規定する子育て支援事業について、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
  - (2) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。
- 2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、認定こども園は、子育て支援に係る事業計画を策定しなくてはならない。

#### (管理運営等)

第8条 認定こども園には、次の各号に掲げる要件のうち一以上を満たす認定こども園の長を一人置くこと。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条、第21条又は第22条に規定する校長の資格を有する者
  - (2) 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると市長が認める者
- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき8時間を原則とし、その地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。また、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 3 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 4 法令等に基づく施設設備等の安全にかかる点検等を年1回以上実施し特段の不備のないこと。
- 5 子どもの健康診断を年に1回以上実施しなければならない。
- 6 条例第3条第10号キの規定により当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合、次の各号に掲げる要件を満たすこ

とを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。なお、当該認定こども園が教育時間相当利用児に対して行う食事の提供については、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

7 条例第3条第10号クに規定する補償のため、適切な保険又は共済制度等により体制を整えなければならない。

8 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

#### (財務)

第9条 財務内容については、条例第3条各号に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものでなければならない。

#### (施設内における園児の安全確保)

第10条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

### 第2章 認定等の手続

#### (事前協議)

第11条 認定こども園の認定を受けようとする者は、事業計画書を添付した「認定こども園認定事前協議書(第1号様式)」を市長に提出するものとする。

2 前項の提出をしようとする者は、認定を受けようとする認定こども園の開園日数及び開園時間、実施すべき子育て支援事業、利用定員等について、あらかじめ市長の意見を聴かななければならない。

3 市長は、前項に基づく提出があったときは、認定こども園法第3条第5項に規定する審査基準及び条例で定める要件に適合するかどうかを確認するとともに、横浜市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。

4 市長は、前項に基づく協議の結果を「認定こども園の認定事前協議に係る選定結果について(採択通知)(第2号様式)」又は「認定こども園の認定事前協議に係る選定結果について(不採択通知)(第3号様式)」により通知するものとする。



### (認定の申請)

第12条 前条の協議結果を踏まえ認定こども園の認定を受けようとする者は、認定こども園法第4条の規定に基づき、「認定こども園及び特定教育・保育施設の認定・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき申請された認定こども園の認定に関して、速やかにその内容を審査し、認定の可否を申請者に対して通知しなければならない。

3 市長は、認定こども園法第3条第8項の規定に基づき認定をする場合は、「認定こども園及び特定教育・保育施設の認定・確認通知書（第5号様式）」により申請者に通知するものとする。

4 市長は、審査の結果、認定こども園法第3条第8項の規定に基づき認定しない場合は、「認定こども園及び特定教育・保育施設の不認定・確認することができない旨の通知書（第6号様式）」により申請者に通知するものとする。

### (変更の届出)

第13条 認定こども園の設置者は、教育保育概要の内容のうち特に運営に大きく関わる事項の変更をしようとする者は、次項の届出を行う前に、市長に相談をするものとする。

2 認定こども園法第29条に基づく変更の届出は、「認定こども園及び特定教育・保育施設内容変更届（第7号様式）」により必要な書類を添付して、あらかじめ市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届(第1号様式)」をもって、これに変えることができる。

3 市長は前項に基づく変更の届を受けたときは、神奈川県が定める、神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱（以下「神奈川県認定等要綱」という。）第3条第3項のとおり、神奈川県知事へ書類の写しを送付するものとする。

### (運営の状況の報告)

第14条 認定こども園の設置者は、認定こども園法第30条第1項に基づく市長への報告について、「認定こども園運営状況報告書（第8号様式）」により必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。

### (事業改善措置等)

第15条 市長は、認定こども園の施設又は設置者が、認定こども園法第7条第1項各号のいずれかに該当する場合、認定を取消すものとする。その際、「認定こども園の認定の取消しについて（通知）（第9号様式）」により、設置者に通知するものとする。

2 市長は認定を取消した時は、その旨を公表するものとする。

3 市長は、認定こども園の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 支援法第39条第1項に基づく勧告又は同条第4項に基づく命令

(2) 支援法第40条第1項に基づく確認の取消し

### (関係機関との連携等)

第16条 市長は、幼稚園型認定こども園の認定について認定こども園法第3条第7項の規定に基づく協議を行おうとする場合には、神奈川県認定等要綱第5条第5項のとおり、神奈川県知事に協議しなければならない。

- 2 市長は、幼稚園型認定こども園の認定の取消しについて認定こども園法第8条第1項の規定に基づく協議を行おうとする場合には、「認定こども園の認定の取消しに係る協議書(第10号様式)」により、神奈川県知事に協議しなければならない。

#### (認定の廃止)

第17条 認定こども園の設置者が当該認定こども園を廃止しようとするときは、相当期間の余裕を持って市長に協議し、「認定こども園に係る廃止届(第11号様式)」に必要な書類を添付して、市長に届出するものとする。

- 2 前項の届出は、廃止しようとする3月前までに行わなければならない。

- 3 市長は第1項の届出を受理したときは神奈川県知事に情報提供するものとする。

#### (確認等の手続)

第18条 支援法第31条第1項、第32条、第35条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続は、第12条及び第13条の規定を準用し、同法第36条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第2章に定める認定等の手続と併せて行うものとする。

### 第3章 既存園からの移行特例

#### (保育室等の面積に係る特例)

第19条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて認定こども園の認定を受けようとする場合においては、満3歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。

- 2 この基準の施行日の前日において現に保育所(その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該保育所の敷地、設備等を用いて認定こども園の認定を受けようとする場合においては、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算出する場合は、従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

横浜市長

所在地  
法人名  
代表者職氏名

### 認定こども園認定事前協議書

認定こども園の認定について、横浜市認定こども園認定・確認等要綱第11条第1項の規定に基づき、事業計画書を添えて事前協議します。

開所年度	年 月開所
------	-------

設置場所		地番
		住居表示

事業計画書：別紙のとおり

連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX番号	
担当Eメールアドレス			

(第2号様式)

年 月 日

法 人 名  
代表者職氏名様

横浜市長 印

認定こども園設置認定事前協議に係る選定結果について(採択通知)

年 月 日に協議のありました、認定こども園の認定について、横浜市認定こども園認定・確認等要綱第11条第4項に基づき審査した結果、別紙のとおり採択することとなりましたので通知いたします。

つきましては、次の事項を遵守のうえ、同封した実施応諾書を次に定めた期限までに提出してください。

1 提出書類

実施応諾書（添付の指定様式）

2 提出期限

年 月 日（ ）までに、下記担当者までご提出ください。

※ 期日までに提出いただけない場合は、今後本市が行う保育・教育施設等の整備事業への申請を受け付けることができない場合があります。

3 遵守事項

4 その他

事業実施にあたっての諸条件を同封します。実施応諾書の提出にあたっては、諸条件の内容を十分確認のうえ、提出してください。

(担当)

(別紙)

認定予定年月日	年 月 日
事業開始予定年月日	年 月 日
申請区分	
施設種別	
施設名称(仮称)	
設置者	
定員	人
所在地(地番・住居表示)	

(第3号様式)

年 月 日

法人名  
代表者職氏名様

横浜市長 印

認定こども園設置認定事前協議に係る選定結果について(不採択通知)

年 月 日に協議のありました、認定こども園の認定について、横浜市認定こども園認定・確認等要綱第11条第4項 及び〇〇〇〇〇補助要綱第〇条※に基づき審査した結果、別紙のとおり不採択となりましたので通知いたします。

1 申請物件

申請区分	
施設種別	
施設名称(仮称)	
設置者	
定員	人
所在地(地番・住居表示)	

2 不採択理由

(担当)

(第4号様式①-1)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

所 在 地  
申請者 法 人 名  
代表者職氏名

### 認定こども園及び特定教育・保育施設の認定・確認申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法の関係規定に基づき、認定及び確認について、申請します。

また、子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設としての確認を申請するにあたり、同法第40条第2項に規定する申請することができない者に該当しないことを誓約します。

#### 1 申請に係る施設の概要

施設種別	幼稚園 ・ 保育所 ・ 保育機能施設
名称	
所在地	

#### 2 手続内容（該当の手続き内容に○）

該当	手続内容	根拠法
	新規の認定申請	認定こども園法第4条第1項
	新規の確認申請	子ども・子育て支援法第31条第1項

#### 3 事業開始年月日(新規の設置認可及び確認申請の場合)・変更年月日(確認の変更申請の場合)

年 月 日

#### 4 添付書類

別添一覧表のとおり

申請に係る概要

設置者	名称									
	主たる事務所の所在地									
	法人代表者	職名・氏名								
		住所								
		生年月日								
	担当者・電話番号									
	目的									
	園長氏名									
	経費の見積もり及び維持方法									
	教育及び保育の目標並びに主な内容									
利用定員		0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計	合計
	1号					人	人	人	人	人
	2・3号	人	人	人	人	人	人	人	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印をつけてください。）		第1号・第2号・第3号・第5号								
建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要		別添								
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		別添								



(第4号様式②-1)

確認変更申請書（定員の増加）（特定教育・保育施設）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(設置者)

法人名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第32条第1項の規定により、裏面のとおりに確認内容の変更（定員の増加）を申請します。

(第4号様式②-2)

申請に係る概要（規則第31条）

対象施設	教育・保育施設の種類						
	名称						
	所在地						
設置者	名称						
	主たる事務所の所在地						
	代表者	職名・氏名					
		住所					
		生年月日					
担当者・電話番号							
利用定員	区分	1号	3号			2号	
			満1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳
	変更前						
	変更後						
変更年月日		年 月 日					
利用定員を増加しようとする理由							
建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要		別添					
当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態		別添					

(第5号様式①)

横浜市 指令第 号

年 月 日

(設置者)

横浜市長

印

### 認定こども園及び特定教育・保育施設の認定・確認通知書

年 月 日に申請のありました「〇〇〇〇〇」の認定・確認については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法の関係規定に基づき、次のとおり通知します。

#### 【通知内容】

該当	通知内容	根拠法
	認定	認定こども園法第4条第1項
	確認	子ども・子育て支援法第31条第1項

認定・確認内容は別紙を参照してください。

なお、運営にあたっては以下、遵守事項に記載する事項を遵守してください。

#### 1 設備運営基準の確保

職員、設備、教育・保育内容等について、横浜市認定こども園の要件を定める条例を遵守し、基準の向上に努めてください。また、同条例が規定する基準を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じてください。

#### 2 認定・確認の取消

認定こども園の運営が、関係法令及び条例の規定、またはこれらに基づく命令及び処分に違反したと認められるときは、認定・確認の取消を行うことがあります。

#### 3 業務管理体制の届け出について

特定教育・保育施設の設置者は、子ども・子育て支援法第33条第6項に規定する義務の履行

が確保されるよう業務管理体制を整備するとともに、同法第 55 条第 2 項の区分に応じて、同法施行規則第 43 条のとおり遅滞なく届け出る必要があります。未だ届け出ていない場合は、届け出てください。

#### 4 登録内容と変更について

申請した内容に変更が生じる場合は所定の方法により手続をとってください。

#### 5 その他

施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応してください。

(担当)

(別紙)

認定・確認年月日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日
施設種別	
類型	型認定こども園
施設名称	
設置者	
代表者	
園長	
規模（延床面積）	m <sup>2</sup>
所在地	
実施する子育て支援事業	

## 2 利用定員及び学級数

### (1) 利用定員

区分		利用定員		
1号認定				人
2号認定	3歳	人	人	人
	4歳	人		
	5歳	人		
3号認定	1歳未満	人	人	
	1歳	人		
	2歳	人		

### (2) 学級数

3歳	4歳	5歳	計

(第5号様式②)

横浜市 指令第 号

年 月 日

(宛先)

横浜市長

印

確認変更通知書（定員の増加）（特定教育・保育施設）

年 月 日に申請のあった特定教育・保育施設の確認内容の変更（定員の増加）については、以下のとおり内容を変更したことを通知します。

1 施設区分

2 施設所在地

3 施設名

4 利用定員

		変更前			変更後		
1号認定		人			人		
2号認定	3歳	人	人	人	人	人	人
	4歳	人			人		
	5歳	人			人		
3号認定	1歳未満	人	人	人	人	人	
	1歳	人			人		
	2歳	人			人		

5 変更日

年 月 日

6 その他

申請内容に変更が生じる場合は所定の方法により手続をとってください。

(担当)

(第6号様式①)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(設置者)

横浜市長 印

認定こども園及び特定教育・保育施設の  
不認定・確認することができない旨の通知書

年 月 日付で申請のありました〇〇〇〇〇の認定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法の関係規定に基づき、次のとおり通知します。

1 通知内容

該当	通知内容	根拠法
	不認定	認定こども園法第4条第1項
	確認することができない	子ども・子育て支援法施行規則第29条

2 認定しない・確認できない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(事務担当)

(第6号様式②)

横浜市 指令第 号

年 月 日

(宛先)

横浜市長

印

確認変更することができない旨の通知書（特定教育・保育施設）

年 月 日に申請のあった特定教育・保育施設の確認内容の変更については、以下のとおり認められないので通知します。

1 施設区分

2 施設所在地

3 施設名称

(施設番号： )

4 認められない理由

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)



(第7号様式)

年 月 日

横浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

認定こども園及び特定教育・保育施設内容変更届

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び子ども・子育て支援法第35条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 施設名称

2 施設所在地

3 変更年月日  
年 月 日

4 変更届出事項  
別紙のとおり

5 変更理由

6 添付書類  
別添のとおり

7 (届出遅延の場合) 遅延理由

【変更届出の場合の処理欄 (横浜市記入欄)】

※「受付日」は全ての必要書類が揃った日、

「確認日」は部内において変更内容に問題がないことが確認できた日

(=文書決裁日)とする。

受付日※

内容変更確認日※

1 変更を届け出る事項（定員以外）

(変更事項に○)	変更事項	変更内容	
	施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地	変更前	名称： 種類： 所在地
		変更後	名称： 種類： 所在地
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	変更前	設置者の名称： 事務所の所在地： 代表者氏名： 職名：
		変更後	設置者の名称： 事務所の所在地： 代表者氏名： 職名： ※代表者生年月日・住所は履歴書のとおり
	設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	別添、定款等（インターネットを利用して閲覧できる場合は、アドレスを記載した書類）の写し（変更後）のとおり	
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	変更前	敷地面積： 建築面積： 延床面積 建物構造： その他（所有関係等）：
		変更後	敷地面積： 建築面積： 延床面積 建物構造： その他（所有関係等）： ※ 別添、図面（変更前・後）のとおり
	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	変更前	氏名：
		変更後	氏名： ※生年月日・住所は履歴書のとおり
	運営規程	別添、運営規程の写し（変更後）のとおり	
	当該申請に係る事業に係る施設型給付費等の請求に関する事項	別添、付表（変更前・後）のとおり	

	当該施設の役員の氏名、生年月日及び住所	別添、役員一覧（変更後）のとおり
--	---------------------	------------------

2 利用定員変更の届出

区分		変更前			変更後		
1号認定		人			人		
2号認定	3歳	人	人	人	人	人	人
	4歳	人			人		
	5歳	人			人		
3号認定	1歳未満	人	人	人	人	人	人
	1歳	人			人		
	2歳	人			人		
定員を減少しようとする年月日							
定員を減少しようとする理由							
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							

(第8号様式)

第 号  
年 月 日

認定こども園運営状況報告書

横浜市長

所在地  
申請者 設置者名  
代表者職氏名 印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の運営状況を報告します。

認定こども園の名称				
認定こども園の所在地				
認定こども園の長の氏名				
実 員 ※報告 日前日	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満3歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満	人	人
		満3歳以上	人	人
教育又は保育の 目標 及び主な内容				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業			1号・2号 3号・5号	
利用者負担				

[添付書類]

別添一覧の通り

(第9号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

(宛先)

横浜市長 印

認定こども園の認定の取消しについて（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり認定こども園〇〇〇〇の設置の認定を取り消します。

(注意)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

(担当)

(別紙)

取 消 年 月 日	
施 設 名 称	
設 置 者	
代 表 者	
所 在 地	
理 由	

(第 10 号様式)

第 号  
年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る協議書

神奈川県知事 様

横浜市長 印

次の認定こども園の認定を取り消しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定により協議します。

については、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いいたします。

施設の 名称 及び 所在地	名称		施 設 の 別	幼稚園・保育所・ 保育機能施設
	所在地			保育機能施設
	名称			保育機能施設
	所在地			
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満 3 歳未満 満 3 歳以上	人 人	人 人
教育又は保育の目標 及び主な内容				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第 2 条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業			1 号・ 2 号 3 号・ 5 号	
今回該当する 取消し要件				

(別紙様式)

認定こども園に係る意見書

担当部署 \_\_\_\_\_

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（認可状況、当該施設の運営状況等）	



認定こども園に係る廃止届

横浜市長

住所

届出者 設置者名

代表者職氏名

次の認定こども園について廃止をしたいので、横浜市認定こども園認定・確認等要綱第 17 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称 及び所在地	名称		施設 の 別	幼稚園・保育所・ 保育機能施設
	所在地			保育機能施設
	名称			
	所在地			
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				
実 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満 3 歳未満	人	人
		満 3 歳以上	人	人
廃止予定年月日				
廃止の理由				
廃止後の連絡先		あて先 : 担当者 電話番号 : FAX 番号 :		

【処理欄（横浜市記入欄）】

※「受付日」は全ての必要書類が揃った日、

「確認日」は部内において変更内容に問題がないことが確認できた日

(=文書決裁日)とする。

受付日※

内容変更確認日※

Empty box for receiving date.

Empty box for content change confirmation date.

[添付書類]

- ・ 廃止を決定した理事会等の議事録の写し（法人のみ）
- ・ 利用者への説明方法・内容がわかるもの
- ・ 利用児童の受入れ先一覧